

税理士職業賠償責任保険の概要

税理士職業賠償責任保険の意義

- 相次ぐ税制改正や経済取引の複雑化等により、税理士業務の過誤による損害賠償請求が毎年、数多く発生。
- 職業専門家が依頼者に損害を与えた場合に、その損害について賠償が可能であることが専門家としての要件。
- 税賠保険は、専門家責任を果たすための一つ的手段であり、国民・納税者に安心と安全を保障するとともに、税理士制度の社会的信頼性の向上に寄与するものであることから、依頼者保護を図るとともに、予測不可能な事故から事務所を守るため、是非ご加入を検討いただきますようお願いいたします

目次

1. 税賠保険の特徴
2. 税賠保険（主契約）
3. 事前税務相談業務担保特約
4. 情報漏えい・サイバーリスク担保特約
5. 加入方法

1. 税賠保険の特徴

- (1) 税理士または税理士法人が税理士資格に基づいて行った業務によって生じた損害賠償請求事故を補償します。
- (2) 日本税理士会連合会を保険契約者とする団体契約です。
- (3) 保険期間中に損害賠償請求を受けた場合等を補償の対象としています。
- (4) 2種類の特約をご用意しています（追加保険料が必要です）。
 - ①事前税務相談業務担保特約
 - ②情報漏えい・サイバーリスク担保特約
- (5) お支払いいただいた保険料は全額必要経費（税理士法人の場合は損金）に算入できます。
- (6) 税賠保険には、個人用保険（対象：開業税理士・所属税理士）と、法人用保険（対象：税理士法人）の2種類があります。
- (7) 団体契約の保険期間は、毎年7月1日午後4時から1年間です。
保険期間の途中からでも加入できます（保険料月割）。

2. 税賠保険（主契約）

（1）対象となる税理士業務

・主契約の対象となる「税理士業務」の範囲は、次の通りです。

税理士法規定		税賠保険で対象となる業務
(1)	税理士法第2条1項	税務代理
(2)		税務書類の作成
(3)		税務相談
(4)	税理士法第2条2項	上記(1)～(3)の業務に付随して行う業務（税理証第2条第2項業務）のうち、財務書類の作成または会計帳簿の記帳の代行
(5)	税理士法第2条の2	裁判所における補佐人としての陳述
(6)	税理士法第48条の6	被保険者が税理士法人である場合、税理士法第48条の6の規定に基づいて委託を受けて行う事務

（2）補償内容

- ・主契約は、税理士または税理士法人が、税理士の資格に基づいて行った業務に起因して、業務を委嘱した納税者等に財産上の損害を与えたこと等により、保険期間中に日本国内で損害賠償請求を提起された場合において、法律上の賠償責任を負担したことによって被る損害に対して、保険金をお支払いするものです。
- ・主契約で、主としてお支払いの対象となるのは、税理士または税理士法人の過失により、納税者が過大申告・過大納付した事案です。
- ・過少申告・過大還付請求事案は原則として対象外です。（過少申告事案において、税理士または税理士法人の過失がなかったとしても納税者が納付しなかった本税や過少申告加算税等については、保険金の支払対象となりません。）

(3) 被保険者

・主契約で補償を受けることができる方（被保険者）は、次のとおりです。

(1)	税理士	加入者証に名称が記載された税理士または税理士法人（以下、「記名被保険者」といいます）
(2)	税理士法人	
(3)	上記（1）の業務の補助者たる税理士	記名被保険者の業務の補助者としての業務遂行に関してのみ補償の対象（被保険者）となります
(4)	上記（2）の社員または使用人である税理士	

(4) 支払限度額・免責金額

・支払限度額 7種類の主契約タイプから選択できます。

主契約タイプ	1型	2型	3型	4型	5型	6型	7型
1請求につき	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円	2億円	3億円
保険期間中※	1,000万円	2,000万円	6,000万円	1億円	2億円	4億円	6億円

※保険期間中の支払限度額は、保険期間中に複数の保険事故が発生した場合における累計の支払限度額を指します。

※税理士法人の保険期間中の支払限度額は、「保険期間中の支払限度額×社員税理士数」となります。ただし、いずれの主契約タイプについても、20億円が限度額となります。

・免責金額（1請求につき）30万円

・支払限度額・免責金額の適用において、被害者・被保険者の数にかかわらず、この保険契約の保険期間内に提起されたものであるかどうかを問わず、同一の原因・事由に起因して被保険者に対してなされたすべての請求を「1請求」とします。「1請求」を構成するすべての請求は、最初の請求の時になされたものとみなします。（申告期が複数期に渡っていても、同一の原因・事由であれば1請求とします。）

(5) お支払いする保険金

・主契約では、次のような損害賠償金や諸費用に対し保険金をお支払いします。

(1)	法律上被害者に支払うべき損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。なお、引受保険会社は示談交渉サービスを行いません。
(2)	弁護士報酬などの争訟費用 ※引受保険会社の書面による同意が必要です。
(3)	他人から損害賠償を受ける権利の保全または行使のため、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために支出した必要または有益な費用 ※引受保険会社の書面による同意が必要です。
(4)	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないと判明した場合において、被保険者が支出した緊急措置に要した費用およびあらかじめ引受保険会社が書面により同意した費用
(5)	引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用

(6) 保険金のお支払い方法

[1] 前項5(1)の損害賠償金については、その額から免責金額(30万円)を差し引いた額に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

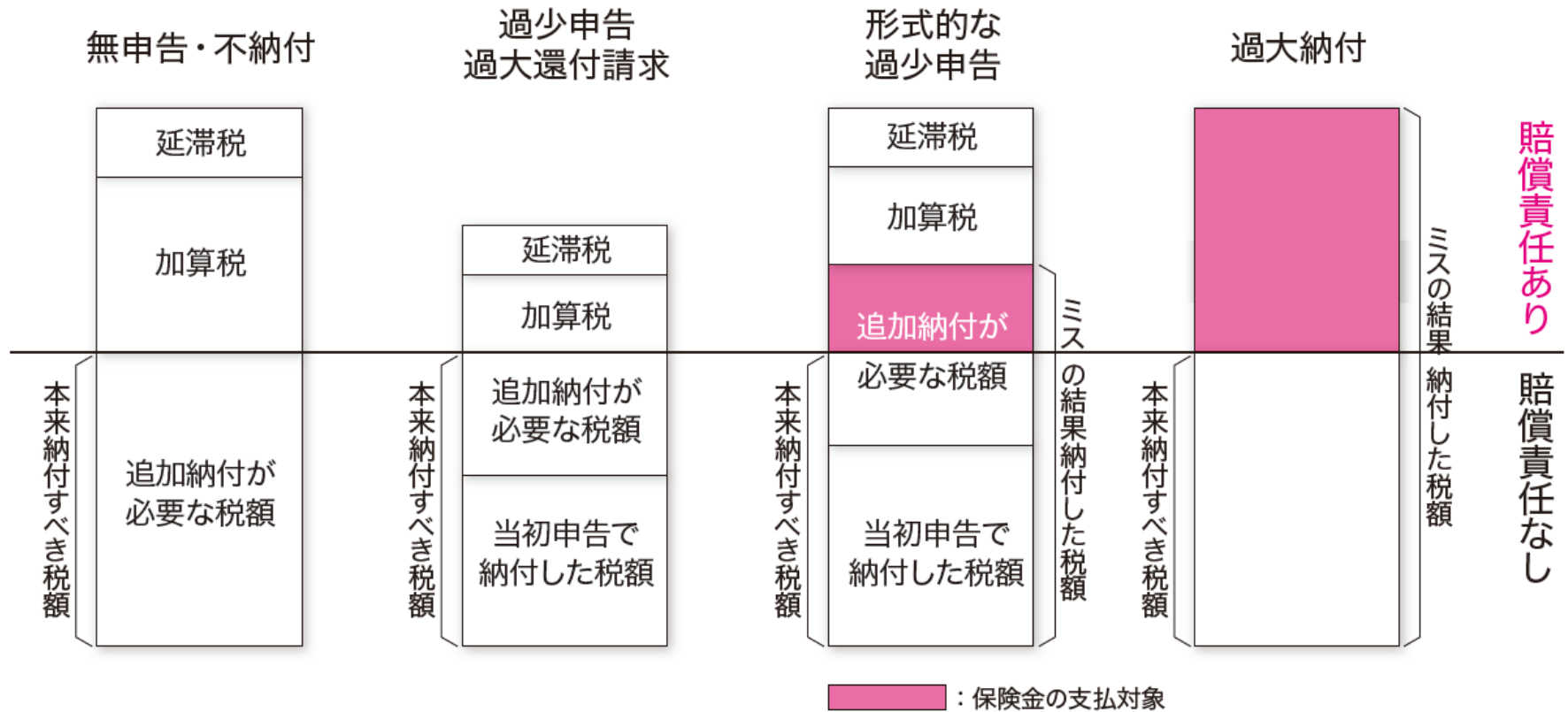
[2] 前項5(2)～(5)の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、(2)の争訟費用について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

(7) 保険金のお支払いとならない主な場合（免責事由）

・次の事由によって生じた損害については、保険金のお支払い対象とはなりません。

(1)	過少申告加算税・無申告加算税・不納付加算税・延滞税・利子税または過少申告加算金・不申告加算金・延滞金に相当する損害
(2)	次の各号に掲げる本税（累積増差額を含みます。）等の全部または一部に相当する損害 (イ) 納付すべき税額を過少に申告した場合において、修正申告・更正・決定等により本来納付すべき本税 (ロ) 還付を受けるべき還付金の額に相当する税額を過大に申告した場合において、修正申告・更正・決定等によっても本来還付を受けられなかった税額もしくは本来納付すべき本税、または還付申告が無効とされた場合（還付申告を取り下げた場合を含みます。）において、本来還付を受けられなかった税額もしくは本来納付すべき本税 (ハ) 上記（イ）（ロ）の本税または還付を受けられなかった税額に連動して賦課される本税または還付を受けられなかった税額 ※「本来納付すべき本税」および「本来還付を受けられなかった税額」とは、税制選択その他の事項に関する被保険者の過失がなかったとしても被害者が納付する義務を負う本税または被害者が還付を受ける権利を有しない税額をいいます。
(3)	重加算税または重加算金を課されたことに起因する賠償責任
(4)	遺産分割または遺贈に関する助言・指導に起因する賠償責任
(5)	被保険者が代表者となる法人等に対する賠償責任
(6)	被保険者の故意
(7)	被保険者と依頼者等の他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
(8)	情報の漏えいに起因する賠償責任
(9)	サイバー攻撃に起因する賠償責任

[賠償責任と保険との関係]



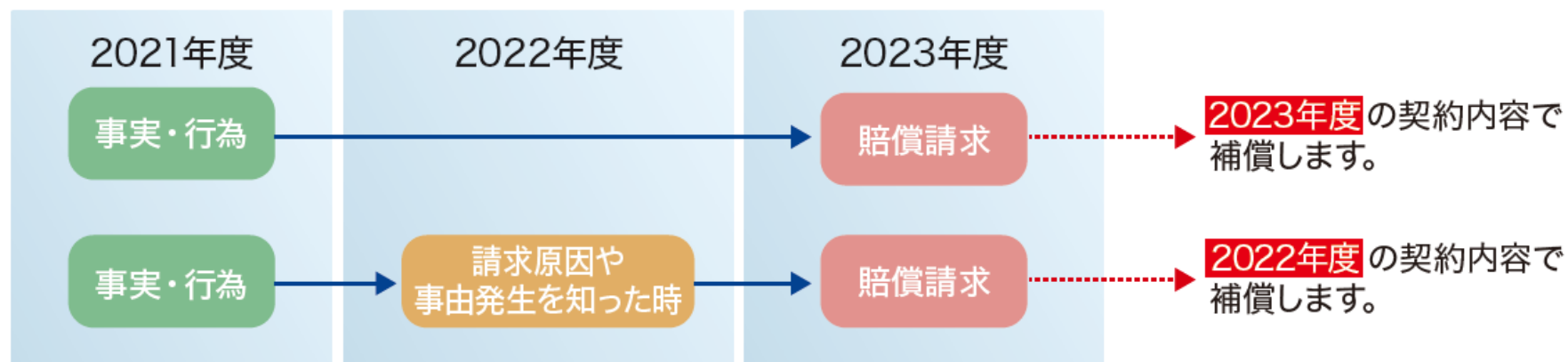
(8) 保険金支払いに関するルール

- ・納税額が過大であったこと（または還付額が過少であったこと）などの結果として、納税者（依頼者）が納付すべき他の納税額が減少する場合（将来において減少する場合を含みます。）には、この減少する納税額に相当する金額を、損害賠償金の額から控除することとしています。
- ・納税者（依頼者）に支払った損害賠償金が雑収入その他の益金（名目のいかんを問いません。）として計上されることによって、納税者（依頼者）の法人税、所得税、住民税等の税額が増加する場合があります。その場合、これらの増加額については、保険金のお支払い対象とはなりません。

(9) 保険期間と損害賠償請求との関係

- ・主契約は、被保険者が保険期間中に損害賠償請求を受けた場合を保険金のお支払い対象とします。（税理士業務を行ったときではなく、依頼者から損害賠償請求を受けたとき、または請求原因・事由の発生を知ったときが事故日となります。）

[保険期間と損害賠償請求との関係]



- ・主契約の保険期間開始後に、将来損害賠償請求を受けるおそれのある原因・事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、その事実・状況を引受保険会社に書面で通知してください。引受保険会社が通知を受けた場合において、通知された時点の保険契約の保険期間終了後 10 年以内に被保険者が実際に損害賠償請求を受けたときは、当該損害賠償請求は、保険契約者または被保険者がその原因・事由が発生したことを知ったときになされたものとみなされます。

(10) 補償期間延長に関する特則

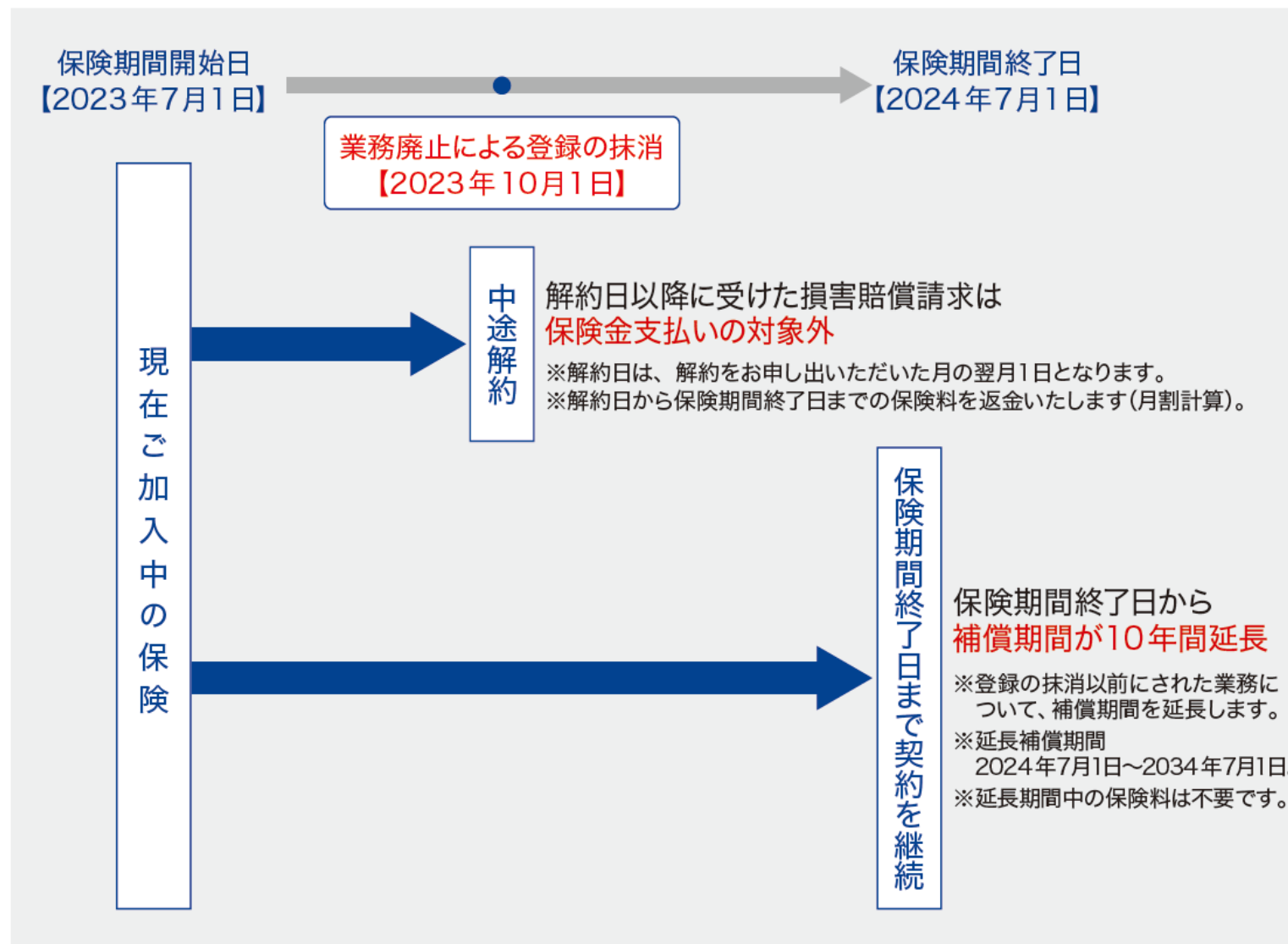
・記名被保険者において、保険期間中に次のいずれかの事由が生じた場合は、保険期間の途中で解約しない場合に限り、次年度以降の更新手続きおよび保険料は不要のうえ、補償期間が保険期間終了日以降 10 年間延長されます。したがって、当該事由が生じる前に行った業務につき記名被保険者、またはその相続人に対して損害賠償請求がなされたときは、保険期間終了後 10 年以内であれば、その請求は保険期間終了日に提起されたものとみなして補償されます。

<対象事由>

記名被保険者	対象事由
開業税理士	①税理士登録の抹消※ ②税理士法人の社員税理士に変更登録 ③他の開業税理士もしくは税理士法人の所属税理士に変更登録
税理士法人	解散
所属税理士	①税理士登録の抹消※ ②開業税理士に変更登録 ③税理士法人の社員税理士に変更登録

※税理士法第 26 条第 1 項第 3 号のうち同法第 25 条第 1 項第 3 号以外の事由に該当して登録が抹消された場合を除く。

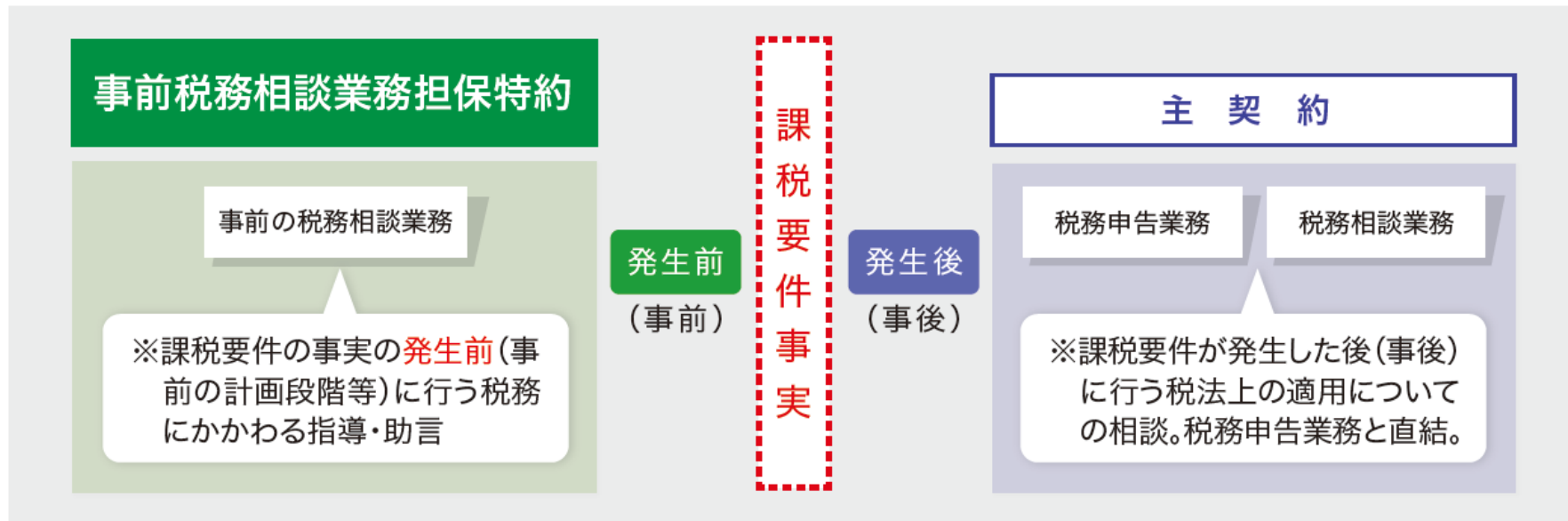
[保険期間の途中で業務廃止による登録の抹消が生じた場合の補償例]



3. 事前税務相談業務担保特約

(1) 補償内容

- ・事前税務相談業務とは、主契約の「税務相談」には該当しないが、「顧客の求めに応じて、将来的な課税要件事実の発生を前提とする個別の税額計算等に関する事項の相談を行う業務」のことをいいます。
- ・本特約では、被保険者（主契約の被保険者と同様です）が、主契約の税理士業務より前段階において、顧客から受けた税務に関する相談に応じて行った顧客への助言・指導（不作為を含む）に起因して過大納付税額（還付不能税額を含む）が発生し、保険期間中に日本国内で損害賠償請求を提起された場合に、法律上の賠償責任を負担したことによって被る損害に対して、保険金をお支払いするものです。



(2) 保険金支払い対象として想定される事例

【想定事例：消費税】

設立初年度の決算期に関する助言を失念したため免税期間が短縮されてしまった事例

【概要】

法人設立を計画していた依頼者から設立にあたり税制面で効果的となる助言を求められた際に、「特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例」の案内を失念したため、設立初年度が 10 ヶ月となる決算法人としての法人設立届出書の提出となった。上記特例を案内していれば依頼者は設立初年度を 7 カ月以下とする事業年度としていたと認められ、これと比較して免税期間が短縮されたことにより発生した損害について賠償請求を受けた。

【対象となる理由】

法人設立に関する計画段階での相談 = まだ設立していない ⇒ 課税要件がまだ発生していない『事前』の税務相談

(3) 支払限度額・免責金額

・事前税務相談業務担保特約の支払限度額は主契約タイプによって決まります。（任意に支払限度額を選択することはできません。）

主契約タイプ	1 型	2 型	3 型	4 型	5～7 型
1 請求につき	500 万円	1,000 万円	3,000 万円	5,000 万円	1 億円
保険期間中※	1,000 万円	2,000 万円	6,000 万円	1 億円	2 億円

※1 請求支払限度額は原則主契約と同額となります。ただし、本特約の上限額が 1 億円のため、主契約 5～7 型にご加入の場合は自動的に 1 億円（保険期間中の支払限度額は 2 億円）となります

・免責金額（1 請求につき）30 万円

(4) お支払いする保険金・お支払い方法

<お支払いする保険金>

・本特約では、次のような損害賠償金や諸費用に対し保険金をお支払いします。

(1)	法律上被害者に支払うべき損害賠償金 ※過大納付税額（還付不能税額を含みます。）に相当するものに限ります。 ※過少申告、過大還付請求事案は除きます。 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。 ※引受保険会社は示談交渉サービスを行いません。
(2)	弁護士報酬などの争訟費用 ※引受保険会社の書面による同意が必要です。
(3)	他人から損害賠償を受ける権利の保全または行使のため、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために支出した必要または有益な費用 ※引受保険会社の書面による同意が必要です。
(4)	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないと判明した場合において、被保険者が支出した緊急措置に要した費用およびあらかじめ引受保険会社が書面により同意した費用
(5)	引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用

<保険金のお支払い方法>

(1) 上記(1)の損害賠償金については、その額から免責金額（30万円）を差し引いた額に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

(2) 上記(2)～(5)の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。

ただし、(2)の争訟費用について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

(3) 「保険金支払いに関するルール」が適用されます。

(5) 保険金のお支払い対象とならない主な場合（免責事由）

・主契約の免責事由に加えて、次の事由によって生じた損害については、保険金のお支払い対象とはなりません。

(1)	将来の予測の過誤に起因する損害
(2)	第三者の知的財産権を侵害したことに起因する損害
(3)	ソフトウェア開発またはプログラム作成に起因する損害
(4)	講演会もしくはセミナーまたは被保険者が執筆した書籍等の内容に起因する損害
(5)	税理士以外の他土業の独占業務となっている業務に起因する損害
(6)	この保険の被保険者である税理士法人以外の法人の役員（会計参与を含む）として行った業務に起因する損害
(7)	成年後見業務に起因する損害

4. 情報漏えい・サイバーリスク担保特約

(1) 本特約の特長

- 1 情報漏えいの他、税理士業務を取り巻くサイバーリスクを補償します。
- 2 情報漏えいまたはその“おそれ”を発見した時の各種対応費用を補償します。
- 3 サイバー攻撃の“おそれ”が発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用を補償します。
- 4 サイバー攻撃に起因する「賠償責任」や、「原因調査、損壊データ復元、再発防止等の対応費用」を補償します。
→被害範囲の確認や影響範囲の調査・影響個所の特定、顧客対応に必要な費用等を補償します。

<サイバー事故の一例>



税理士事務所のサーバーがサイバー攻撃を受け、サーバーシステムが破損し復旧費用が掛かった。



税理士事務所のサーバーがマルウェアに感染し、原因調査・分析の費用が掛かった。



税理士事務所のHPが不正アクセスを受け、原因調査・復旧費用が掛かった。

(2) 補償内容

・本特約は、税理士業務を遂行するにあたり、[1] は保険期間中に請求がなされた場合、[2] は保険期間中に発見され、事故対応期間 * 内に生じた損害について、保険金をお支払いします。

* 事故対応期間とは、被保険者が最初に事故等を発見した時から、その翌日以降 1 年が経過するまでの期間をいいます。

[1] 損害賠償責任に関する補償

記名被保険者の税理士業務を遂行するにあたり、次の(①、②、③)の事由に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

①情報の漏えいまたはそのおそれ

②記名被保険者のコンピューターシステムの所有、使用または管理に起因して発生した次の(ア・イ・ウ) いずれかの事由

ア. 他人の事業の休止または阻害

イ. 磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失または破損（有体物の損壊を伴わずに発生したものに限り）。

ウ. アまたはイ以外の不測の事由による他人の損失の発生

③記名被保険者がコンピューターシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる文書、音声、図画などの表示または配信によって生じた他人の著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の侵害。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。

[2] 事故対応費用に関する補償

保険期間中に、情報の漏えいまたはそのおそれを発見もしくは記名被保険者が使用・管理するコンピューターシステムに対するサイバー攻撃を発見し、事故対応期間（被保険者が最初に事故等を発見した時からその翌日以降 1 年が経過するまでの期間）内に被保険者がその対応のために各種費用を負担することによって生じた損害に対して、保険金をお支払いします。

※サイバー攻撃対応費用についてのみ、サイバー攻撃のおそれを含みます。

※訴訟対応費用については、保険期間中に被保険者に対する損害賠償請求がなされた場合に限り。ます。

(3) 被保険者

本特約で補償を受けることができる方（被保険者）は、次のとおりです。

(1)	税理士	加入者証に名称が記載された税理士または税理士法人 (以下、「記名被保険者」といいます)
(2)	税理士法人	
(3)	上記(1)の業務の補助者たる税理士	記名被保険者の業務の補助者としての業務遂行に 関し てのみ補償の対象（被保険者）となります
(4)	上記(2)の社員または使用人である税理士	

(4) 支払限度額・免責金額

特約タイプ	支払限度額	
	賠償責任（1請求/保険期間中）	事故対応費用（1事故/保険期間中）
A型	500万円	250万円
B型	1,000万円	500万円
C型	3,000万円	1,500万円
D型	5,000万円	2,500万円

- 支払限度額は4種類の特約タイプから選択できます。
- 免責金額は0円です。

(5) お支払いする保険金・お支払い方法

[1] 損害賠償責任に関する補償

- ・次の①～③の合計金額に対し保険金をお支払いします。ただし、ご加入時に設定した支払限度額（保険期間中）が限度となります。
- ・損害賠償責任に関する補償に免責金額はありません。

①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。）
③協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

[2] 事故対応費用に関する補償

- ・次のような諸費用に対しすべての保険金を合算して、特約タイプの支払限度額を限度として保険金をお支払いします。
- ・事故対応費用に関する補償に免責金額はありません。

費用の名称	お支払いする費用の概要
①サイバー攻撃に対応する費用	事故発生時にサイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合や、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用をお支払いします。
②原因・被害範囲を調査する費用	事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のための費用をお支払いします。
③事故対応に関連する費用	事故対応に必要な人件費・通信費・社告費用・コールセンター委託費用、事故発生時の対策相談コンサルティング費用、損害を受けたデータ等の復旧費用、コンピュータ等の周辺機器の修理費用等をお支払いします。
④情報漏えいに対応する費用	公表等の措置により個人情報または法人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対して謝罪のために支出する見舞金（法人の場合は見舞品の購入費用）等をお支払いします。
⑤再発防止のための費用	事故の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をお支払いします。
⑥訴訟に対応するための費用	被保険者に提起された損害賠償請求に対応するために直接必要な弁護士費用・コンサルティング費用・裁判所に提出する文書の作成費用等をお支払い致します。

(6) 保険金のお支払い対象とならない主な場合（免責事由）

・保険のお支払い対象とならない主な場合は以下の通りです。

(1)	被保険者の故意（被保険者ごとに個別に判断します。）
(2)	保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
(3)	被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為（ただし、過失犯を除きます。）
(4)	被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
(5)	他人の身体の障害
(6)	他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取 ※ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
(7)	特許権または商標権等の知的財産権の侵害
(8)	記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
(9)	IT 業務の遂行

(7) 事故事例

・想定される主な事故事例は以下の通りです。

(1)	事務所職員が顧客情報を無断で持ち出し、名簿業者に売却した。
(2)	事務所荒らしの被害に遭い、保管していた関与先のマイナンバーが持ち出された。
(3)	顧客データの入った USB メモリを紛失し、個人情報流出のおそれが発生した。
(4)	関与先の個人情報を記載した文書を、メールの宛先設定を誤り別人に送ってしまった。
(5)	事務所のパソコンがウイルスに感染し、パソコン内に保存していた個人情報が流出した。
(6)	顧客を装った者からのメールに添付されていたファイルを開いてしまったため、税理士が使用しているパソコンがウイルスに感染してしまった。その結果、メールが勝手に送信されてしまう等、パソコンに不具合が発生した。
(7)	サイバー攻撃により税理士法人の運用するシステムに大量のデータが送り込まれ、使用不可能となった。そのため、税理士法人内で顧客情報の確認ができなくなり、税理士業務に支障をきたした。
(8)	事務所のウェブサイト外部から侵入があり、ウェブサイトの内容を勝手に書き換えられてしまった。

5. 加入方法

・記入例にならって、「日本税理士会連合会保険料口」専用の払込取扱票（兼加入申込書）に必要事項を記入し、申込兼確認印欄にご捺印のうえ、ゆうちょ銀行（郵便局）から保険料をお払込みください。

※保険料のお払込みをもってお手続きは完了します。その他にご提出いただく書類はありません。

個人用
(開業税理士
所属税理士)

払込取扱票		通常払込料金 加入者負担	
02 東京	001901	353998	金額 ¥171000
日本税理士会連合会保険料口			
加入者名	税務太郎		
加入人数	1	9	11
主契約	4	D型	
住所	東京都品川区大崎 1-11-8		
所属税理士会	東京		
振替払込請求書受領証	日本税理士会連合会保険料口		
金額	¥171000		
依頼人	税務太郎		

※この受領証は、大切に保管してください。

認印で差支えありません。

法人用
(税理士法人)

※税理士法人本店にて、支店と一括でご加入ください。

払込取扱票		通常払込料金 加入者負担	
02 東京	001901	353998	金額 ¥817800
日本税理士会連合会保険料口			
加入者名	〇×△税理士法人		
加入人数	2	13	17
主契約	7	D型	
住所	東京都品川区大崎 1-11-8		
所属税理士会	東京		
振替払込請求書受領証	日本税理士会連合会保険料口		
金額	¥817800		
依頼人	〇×△税理士法人		

※この受領証は、大切に保管してください。

申込兼確認印は、社員税理士の認印でも差支えありません。

<ご参考>

保険料計算は、取扱代理店ホームページの保険料計算シミュレーターをご利用ください。

契約タイプや税理士数、特約の有無などを選ぶだけで、保険料を算出できます。

日税連保険サービス 税賠保険

検索

www.zeirishi-hoken.co.jp



<万一、事故が発生した場合には…>

保険事故に関するご相談・受付窓口

※保険事故に関するご相談等については、ご所属の税理士会担当の幹事引受保険会社に直接ご連絡ください。

ご所属の税理士会	お問い合わせ先
東京 東京地方 千葉県 関東信越 北海道 東北	TEL.03-3349-5381 受付時間：平日／午前9時～午後5時まで 損害保険ジャパン株式会社（東日本幹事引受保険会社） (担当課) 本店火災新種専門保険金サービス部 医師・専門賠償保険金サービス課
近畿 名古屋 東海 北陸 中国 四国 九州北部 南九州 沖縄	TEL.03-3515-7507 受付時間：平日／午前9時～午後5時まで 東京海上日動火災保険株式会社（西日本幹事引受保険会社） (担当課) 本店損害サービス第一部 医師・専門職業損害サービス室

※2023年9月末時点